

関東整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成23年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C ※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福島県郡山市	31	ア	①②	2.58	(①阿賀野川流域 ②湖南西部簡易水道)
2	福島県福島市	34	ウ	①②	2.43	(①阿武隈川流域②茂庭簡易水道)
3	福島県伊達市(伊達郡梁川町)	10	ウ	①	2.93	(阿武隈川流域)
4	栃木県日光市	19	ア	①②	2.40	(①利根川流域 ②鹿沼市第2浄水場)
5	新潟県新発田市	5	イ	①	3.88	(阿賀野川流域)
6	新潟県魚沼市(北魚沼郡湯之谷村)	9	ア	①	3.02	(信濃川流域)
7	山梨県南巨摩郡身延町(西八代郡下部町)	18	ウ	①②	2.29	(①富士川流域 ②波高島簡易水道)
8	山梨県南巨摩郡身延町(西八代郡下部町)	2	ウ	①②	2.21	(①富士川流域 ②下部簡易水道)
9	山梨県南巨摩郡身延町(西八代郡下部町)	9	ウ	①②	2.21	(①富士川流域 ②下部簡易水道)
10	静岡県浜松市天竜区(磐田郡佐久間町)	5	ア	①	3.44	(天竜川流域)
11	静岡県浜松市天竜区(周智郡春野町)	8	ウ	①	3.35	(天竜川流域)
12	静岡県静岡市葵区(静岡市)	6	ア	①	4.03	(安倍川流域)
13	静岡県静岡市葵区(静岡市)	13	ア	①	4.03	(安倍川流域)
14	静岡県静岡市葵区(静岡市)	4	ア	①	4.03	(安倍川流域)
15	静岡県静岡市清水区(清水市)	5	ア	②	3.52	(小河内浄水場)
16	静岡県浜松市天竜区(磐田郡水窪町)	6	ア	①	3.32	(天竜川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≥1.00。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。